

業務番号 総地委第 15 号

業務場所 つがる市内

業務名 つがる市広域交通再編人材育成事業支援業務委託

仕 様 書

つがる市

令和 8 年 9 月

業 務 委 託 仕 様 書

本仕様書は、つがる市広域交通再編人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

つがる市広域交通再編人材育成事業支援業務

2. 業務目的

つがる市は、自家用車への依存に伴う公共交通利用者の減少により、事業者の赤字運行や自治体負担の増大が深刻化している。また、広域な市域に散村集落が点在する地理的要因から、既存交通網では対応できない交通空白地帯が生じている。

一方で、市民の通院・通学・買い物等において五所川原市等への移動需要は非常に高く、隣接市と連携した広域交通ネットワークの維持・協調が急務である。さらに、これら地域課題の解決に向け、近隣自治体との調整や交通施策を推進できる専門的人材の不足も課題となっている。

本業務は、本市内および五所川原市との接続・連携を見据えた移動実態や課題を調査・分析し、持続可能な地域交通網の整備に向けた「中長期的な再編ロードマップ」を作成することを目的とする。

あわせて、セミナーやワークショップ等の運営支援を通じ、行政・事業者・市民等の多様な主体が地域交通を支え、近隣自治体との広域連携に対応できる「モビリティ人材」の育成と体制構築を図る。

3. 業務の実施期間等

業務締結の日から令和9年2月12日まで

4. 業務対象範囲

つがる市内全域及び五所川原市の一部

5. 業務内容

（1）住民アンケートの実施・分析

対 象：学生及び60歳以上の住民をメインターゲットとする。

配布数：2,000部

内 容：日常の外出状況、移動時の課題、現状の交通に関する意識、五所川原市への広域移動の実態 など

分 析：クロス集計を含む分析レポートの作成

(2) 公共交通利用者へのアンケート実施・分析

対 象：弘南バス、つがる市乗合タクシー等の利用者

配布数：500 部

内 容：利用状況、満足度、課題、要望、市外への乗り継ぎ、移動に関する意見など

分 析：クロス集計を含む分析レポートの作成

(3) 既存公共交通及び地域特性の分析

- ・地域特性の把握、公共交通の現状整理、上位・関連計画の整理など
- ・地域内交通、弘南バス等の利用実績データを収集・分析し、乗降場所や時間帯の利用数を集計
- ・五所川原市との境界を跨ぐ移動流動や接続ポイントを含め、GIS(地理情報システム)上に可視化できる資料・データを整備すること。

(4) モビリティ人材育成事業運営支援

対象者：市職員、五所川原市交通担当課職員、交通事業者、福祉・介護関係者、観光団体、市民 等

ア) セミナー・第1回ワークショップ運営支援

- ・企画、実施、結果の取りまとめ
- ・参加者への交通に関する意識について実施前アンケート
- ・(1)～(3)の結果や分析データを活用し、具体的な課題抽出を行う

イ) 第2回ワークショップ運営支援

- ・企画、実施、結果の取りまとめ
- ・第1回の課題を踏まえ、今後の交通施策及び広域連携の在り方について検討支援
- ・参加者への交通に関する意識について実施後アンケート

(5) ロードマップ及び実績報告書の作成

- ・全体をととして、中長期的な再編ロードマップの作成
- ・業務全体の実績報告書の作成

6. 成果品

受託者は、本業務完了時に以下の成果品を発注者に提出すること。

1. 実績報告書 (A4判) 2部
2. 中長期再編ロードマップ (A4判) 2部
3. アンケート集計・分析結果法高所 (A4判) 2部
4. GIS 可視化データ及び電子データ一式

7. 成果品の著作権等

本業務において作成された成果品（報告書、提案書、データ、図面等）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）および所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

8. 個人情報の保護及び秘密保持

受託者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。個人情報の取扱いにあたり、Pマークや ISO などのセキュリティ規格に準拠すること。また、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。本契約が終了した後も同様とする。

9. 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

10. その他

1. 本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については発注者と受託者双方で協議の上、決定する。
2. 業務の実施にあたっては、関係法令及び関係自治体の諸規則を遵守すること。